

平成 29 年度 第 10 回

愛南町定例農業委員会議事録

招集年月日	平成 30 年 1 月 25 日(木) 午後 4 時 00 分～午後 4 時 45 分						
招集の場所	役場本庁 3 階 大会議室						
出席委員 13 名	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠 の別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠 の別	
	1	和喜田 重則	欠	8	土居 尚行	出	
	2	畑田 藤志郎	出	9	河野 仁	出	
	3	岡添 蔦代	出	10	西崎 梅一	出	
	欠席委員 1 名	4	孝野 覚也	出	11	尾崎 春夫	出
		5	山口 深	出	12	田中 定嘉	出
		6	西口 孝	出	13	谷口 八千代	出
7		太田 憲男	出	14	浜田 暁	出	
議事録署名人	2	畑田 藤志郎		3	岡添 蔦江		
職務のため 総会に出席 した者の氏名	職名	氏名		職名	氏名		
	推進委員	赤松 作男		推進委員	山本 哲也		
	推進委員 3 名	推進委員	埜々下 正男				
	事務局職員 2 名						
事務局長		吉村 克己		課長補佐	松本 仁志		
会議の内容	議案第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見について 議案第 2 号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について 議案第 3 号 農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)						

平成 29 年度第 10 回愛南町定例農業委員会次第

事務局	<p>只今から平成 29 年度愛南町農業委員会第 10 回定例総会を開会致します。</p>
議長(会長)	<p>(会長挨拶)</p>
事務局	<p>それでは、只今から議案審議に移らせていただきます。河野会長、議事進行をお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは、これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は 14 名中 13 名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>まず、日程第二、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に、2 番、畑田 藤志郎委員と 3 番、岡添 蔦江委員を指名致します。</p> <p>それでは、日程第三、議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第 1 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 1 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明をいたします。議案説明資料も併せてご確認頂きますようお願いいたします。</p> <p>受付番号 15 番、増田 3534 番 1 外 1 筆、地目・面積は田・1,880 m²でございます。転用目的は太陽光発電設備でございます。また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断されます。</p> <p>受付番号 16 番、御荘長月 404 番 6 外 2 筆、地目・面積は田・55 m²、畑・161 m²でございます。転用目的は浄化槽設備でございます。また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断されます。</p> <p>受付番号 17 番、小山 1638 番 1、地目・面積は畑・1,181 m²でございます。転用目的は太陽光発電設備でございます。また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断されます。</p> <p>以上 3 件でございます。申請につきましては、それぞれ該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>

議長(会長)	只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。15 番お願い致します。
委員	場所は、ゴルフ練習場の東。もともとは、譲渡人が水田を作っておられたのですが、機械が入れにくく作りにくいということで、人に作ってもらいたいということで、一人に頼んで一年受けてもらったけどもう作れないといい、別の人に頼んで蹴られたと。もうどうしようもないということで、今回太陽光にということで連絡がありました。水田としては、再生は不可能な状態となっている園地です。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
委員	この上下も、譲渡人の土地じゃないかな。
委員	そうですが、この筆だけ田として使えないということです。ちょうど、家の下になる田です。谷になっています。
委員	20 年契約ですか？
事務局	そうです。
委員	金額は？
事務局	シミュレーション的には、売電収入は 20 年間で 5,630 万くらい収入があるようです。1 年 300 万弱くらいの売電収入です。
委員	借地料は？
事務局	全体で年間 4 万円。1 反 2 万円くらいです。
議長(会長)	他に無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)

議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。次に 16 番お願いします。</p>
委員	<p>譲渡人の御主人は 1 年前に亡くなって、松山にいる息子さんの所に在住しています。自宅はこの近くにあり、その隣に 3 筆の田畑があり 216 m²転用ということです。すでに、田畑ではなく更地で物干にしています。今回、浄化槽設備にするということです。譲受人が家を買って入居したということです。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。次に 17 番お願いします。</p>
委員	<p>場所は〇〇地区の共同墓地の前の畑です。譲渡人の御主人が 2 年前に亡くなっています。売電事業を経営する譲受人より、太陽光施設整備の要望があり、両者が協議をした結果、話がまとまり、今回の申請となりました。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。次に議案第 2 号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>議案第 2 号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 7 番、岩水 379 番外 2 筆、地目・面積は畑・1,539 m²でございます。場所は、〇〇公民館付近から岩水の集落方面へ左折し、集落の最後の家からは徒歩で 500m ほど進んだあたりになります。</p> <p>対象地の調査年月日は平成 29 年 9 月 22 日、これは農地パトロール全体の最終日となっております。利用状況調査結果は遊休農地ではない、荒廃農地調査分類はB分類でございます。</p> <p>現地を確認しました結果、状況といたしましては、いずれの対象地も農地パトロールの調査結果通り、山林・原野化しております。航空写真をご覧くださいと周囲も山林に囲まれており、対象地も雑木等が生えている状態となっておりますため農地としての復旧は困難であり、また、車両が通行できる道路もなく、今後の農地としての活用も見込まれないものと思われます。</p> <p>以上 1 件でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
委員	<p>非農地にした後は、山林の状況か？何かするのか？</p>
事務局	<p>特別の目的があるわけではなく、次の代にこの状況の農地を引継ぎさせるのはちょっと・・・ということで、現況に合わせた形で登記をしたいという希望でした。</p>
議長(会長)	<p>他に無いようでしたら、非農地と判断してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、非農地と判断することに決定を致しました。</p> <p>次に議案第 3 号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務欲	<p>議案第 3 号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、をご説明</p>

	<p>させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 90 番は再設定で、御荘平山 115 番 1、地目・面積は畑・4,004 m²のうち貸付面積は 1,500 m²、賃貸借で生産物はデコポン、期間は 2 年でございます。</p> <p>受付番号 91 番は再設定で、城辺甲 4088 番外1筆、地目・面積は田・1,530 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 92 番は再設定で、城辺甲 2402 番外 1 筆、地目・面積は田・1,067 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 3 年でございます。</p> <p>受付番号 93 番は再設定で、城辺乙 1277 番外 3 筆、地目・面積は田・2,369 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 3 年でございます。</p> <p>受付番号 94 番は再設定で、中川 2086 番、地目・面積は田・802 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 3 年でございます。</p> <p>受付番号 95 番は再設定で、中川 2000 番 1 外 4 筆、地目・面積は田・5,037 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 3 年でございます。</p> <p>受付番号 96 番は新規で、城辺甲 211 番 1 外 5 筆、地目・面積は田・3,953 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 3 年でございます。</p> <p>受付番号 97 番は新規で、御荘和口 806 番 1 外 1 筆、地目・面積は畑・6,172 m²、使用貸借で生産物は果樹、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 98 番は新規で、御荘平山 45 番外 6 筆、地目・面積は畑・8,966 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 10 年でございます。</p> <p>以上 9 件でございます。なお、本案件におきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>他にありませんか。無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。</p>
議長(会長)	<p>以上で、本日の定例会に提案いたしました全ての議案の審議が終了致しま</p>

したので、議事を閉じることと致します。

以上、議事録の正確を証するため署名する。

議長 河野 仁

議事録署名人 岡添 葛代

議事録署名人 大田 田藤 志郎